

議員提出第13号

福島第一原発事故に伴う放射能汚染水の抜本的対策を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月24日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 高野 昇

〃 佐藤 清治

吉川市議会議長 松澤 正 様

提案理由 口頭

福島第一原発事故に伴う放射能汚染水の抜本的対策を求める意見書

東京電力福島第一原発事故に伴う放射能汚染水漏れ問題は深刻です。8月には、保管しているタンクから300トンの漏水が発覚するなど、4月に問題が相次いで発覚して以来、東電任せにしてきた政府の責任は重大です。しかも原子力規制委員会が国際的な原子力事故評価尺度による評価を上から5番目のレベル3（重大な異常事象）に引き上げたにもかかわらず、小手先の対応は変わっていません。

政府は、9月3日の原子力災害対策本部で「汚染水問題は、東電任せにせず、政府が前面に立って解決にあたる」と表明、「基本方針」を決定しました。

3つの基本方針達成のために、凍土遮水壁で原子炉建屋への地下水流入を防ぎ、高性能の多核種除去設備（ALPS）を開発、高濃度汚染水の浄化をあげていますが、技術的裏付けも実現の保証もない計画ともいわれています。しかも、「抜本的対策」を講じると言いつつ、地下水の海洋放出について「関係者の理解を得るよう最大限努力する」と明記しています。

放射能汚染水問題は、さらに拡大しかねない非常事態です。

よって、政府は第一に、収束とは程遠い非常事態と位置付けること。第二に、文字通り国が主体となる態勢に転換すること。第三に、政府の責任で汚染の事態や原因の全容を調査・把握して国民に明らかにし、内外の英知を総結集した打開策を立て直し、実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

経済産業大臣

財務大臣